

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、植物公園樹木剪定業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 施工場所、施工時期は、別添施工位置図及び別添工程表のとおりとする。
- 3 受託者は、月の作業予定を本協会と調整のうえ、必ず、作業を行う前月のうちに作業予定表を提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。また、作業日や作業内容に変更がある場合は、4日前までに本協会へ連絡し、承認を得ること。
- 4 留意事項
本業務の実施にあたっては、次のことに留意すること。
 - (1) 異なる樹種が寄植となっている箇所の剪定時期については、係員の指示を仰ぐこと。
 - (2) 寄植、生垣などの縁は、木ばさみ等できれいに刈り揃えること。
 - (3) 剪定枝が、植栽の上や株元、地面に残らないよう掃除すること。
 - (4) 剪定枝の処分については、毎月、処分先及び処分量等の集計表を提出すること。
- 5 本業務の実施にあたっては、造園施工管理技士の資格を有する者を現場責任者として配置すること。
- 6 当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、作業中現場に常駐し、適正な作業を行うよう指導にあたること。
- 7 作業員には次のことを遵守させること。
 - (1) 園内の植栽植物、施設等に損傷がないように注意すること。
 - (2) 園内（管理用道路を含む）の通行は20km以下とし、安全には充分注意すること。
 - (3) 作業に直接必要のない車両は管理道など公開区域外に駐車することとし、作業のために通行するときは入園者等の安全確保に万全を期すこと。
 - (4) 入園者に不快感・不信感を与えないよう、作業は節度を持って行うこと。
 - (5) 休憩・喫煙は原則公開区域外で行う。やむを得ず公開区域内で休憩する場合でも、喫煙は指定の喫煙場所に限る。休憩中、機具・資材などは、入園者の迷惑のかからないよう整理整頓しておくこと。
 - (6) 承認を得て開園時間中に作業する場合は、必ず、その旨を示す看板を掲げること。又、看板は出来るだけ、入園者等から見やすい位置に配置すること。
 - (7) 作業中は、作業車（トラック等）や作業員のヘルメットに会社名を表示すること。
 - (8) 作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。
- 8 報告事項
 - (1) 受託者は、本業務に従事する現場責任者及び従業員をあらかじめ所定の様式により報告すること。また、現場責任者及び従業員に変更があった場合の同様とする。

(2) 受託者は、毎月の業務完了後、速やかに所定の完了届に施工写真を添えて、提出し、検査を受けるものとする。

9 本特記仕様書に定められていない事項は、本協会と協議のうえこれを定めるものとする。